

新潟県告示第 1827 号

下線部分が改正部分

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 15 条第 3 号の規定により、同条第 1 号及び第 2 号と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり指定する。

平成 20 年 12 月 5 日

新潟県知事 泉田裕彦

- 1 下表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、それぞれの区分に応じ、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第 14 条第 1 号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
学校教育法による大学又は高等専門学校	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「40 単位」とあるのは「30 単位」と読み替えるものとする。）	1 年
	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「40 単位」とあるのは「20 単位」と読み替えるものとする。）	2 年
防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第一に規定する科目	0 年
	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「40 単位」とあるのは「30 単位」と読み替えるものとする。）	1 年
	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「40 単位」とあるのは「20 単位」と読み替えるものとする。）	2 年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	平成 20 年国土交通省告示第 744 号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「20 単位」とあるのは「15 単位」と読み替えるものとする。）	4 年

（注）(ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学を卒業した者にあっては大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）、専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）又は専門職短期大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 34 号）の規定の例によるものとし、学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあっては専門職大学設置基準の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号）の規定の例によるものとする。

- 2 下表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	2 年	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第一に規定する科目	0 年
		平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「40 単位」とあるのは「30 単位」と読み替えるものとする。）	1 年
		平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「40 単位」とあるのは「20 単位」と読み替えるものとする。）	2 年
	1 年	平成 20 年国土交通省告示第 744 号の第一に規定する科目	3 年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2 年	平成 20 年国土交通省告示第 744 号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「20 単位」とあるのは「15 単位」と読み替えるものとする。）	4 年
	1 年	平成 20 年国土交通省告示第 744 号の第一に規定する科目（同告示第一各号中「20 単位」とあるのは「10 単位」と読み替えるものとする。）	5 年

（注）(は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭

和 51 年文部省令第 2 号) の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 下表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「40 単位」とあるのは「30 単位」と読み替えるものとする。)	1年
	2年	平成 20 年国土交通省告示第 743 号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「40 単位」とあるのは「20 単位」と読み替えるものとする。)	2年
	1年	平成 20 年国土交通省告示第 744 号の第一に規定する科目	3年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	平成 20 年国土交通省告示第 744 号の第一に規定する科目	3年
	2年	平成 20 年国土交通省告示第 744 号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「20 単位」とあるのは「15 単位」と読み替えるものとする。)	4年
	1年	平成 20 年国土交通省告示第 744 号の第一に規定する科目(同告示第一各号中「20 単位」とあるのは「10 単位」と読み替えるものとする。)	5年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

- 5 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に昭和 51 年新潟県告示第 1924 号(以下「旧告示」という。)第 1 号から第 8 号に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第 1 号から第 8 号(以下「旧告示第 1 号等」という。)に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日以前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第 1 号等に定める年数以上有することとなる者

- 6 施行日前から引き続き旧告示第 1 号等に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第 1 号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

- 7 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第 15 条第 1 号及び第 2 号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

- この告示は、建築士法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 114 号)の施行の日(平成 20 年 11 月 28 日)から施行する。
- 昭和 51 年新潟県告示第 1924 号は、廃止する。

附 則(平成 30 年 2 月 9 日新潟県告示第 128 号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 1 号の改正は、学校教育法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 41 号)の施行の日(平成 31 年 4 月 1 日)から施行する。